

航空自衛隊達第31号
改正平成5年11月26日航空自衛隊達第42号
平成9年1月17日航空自衛隊達第1号
平成21年4月14日航空自衛隊達第14号
令和元年6月27日航空自衛隊達第14号

情報の総合的な分析又は画像情報及び地理情報若しくは通信情報の収集及び分析に関する業務に従事する自衛官の指定に関する訓令（平成2年防衛庁訓令第35号）を実施するため、通信情報の収集及び分析に関する業務に従事する航空自衛官の指定に関する達を次のように定める。

平成2年9月29日

航空幕僚長 空将 鈴木 昭雄

情報の総合的な分析又は画像情報及び地理情報若しくは通信情報の収集及び分析に関する業務に従事する航空自衛官の指定に関する達

（趣旨）

第1条 この達は、情報の総合的な分析又は画像情報及び地理情報若しくは通信情報の収集及び分析に関する業務に従事する航空自衛官（以下「情報総合分析等業務従事者」という。）の指定に必要な事項を定めるものとする。

（情報総合分析等業務従事者の指定の手続）

第2条 航空幕僚長は、情報本部長から情報総合分析等業務従事者の指定をするための通知を受けた場合は、当該通知に基づき情報総合分析等業務従事者の指定を行い、別紙様式の情報総合分析等業務従事者指定通知書により情報本部長に通知するものとする。

（人事記録への記入）

第3条 航空幕僚長は、前条の規定により情報総合分析等業務従事者の指定を行った航空自衛官については、自衛官勤務記録表に記録するものとする。

附 則

- 1 この達は、平成2年10月1日から施行する。
- 2 人事記録に関する達（昭和38年航空自衛隊達第22号）の一部を次のように改正する。

別冊第1章第1節第4第24項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）通信情報業務従事者の指定関係

（例）平成2年10月1日 通信情報業務従事者に指定 空幕人第10号

附 則（平成 5 年11月26日航空自衛隊達第42号）

- 1 この達は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。〔後略〕
- 2 〔前略〕第12条〔中略〕の改正規定は、この達の施行の際、現に作成されている従前の規定による様式の用紙は、残存部数に限り使用することができる。

附 則（平成 9 年 1 月17日航空自衛隊達第 1 号）

この達は、平成 9 年 1 月20日から施行する。

附 則（平成21年 4 月14日航空自衛隊達第14号）

この達は、平成21年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月27日航空自衛隊達第14号）

- 1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別紙様式（第2条関係）

発 簡 番 号

発簡年月日

情報本部長 殿

航空幕僚長

情報総合分析等業務従事者指定通知書

下記のとおり指定したので通知する。

記

所 属	階 級	保有特技	氏 名	備 考

注：1 「備考」欄には、指定された業務の区分（「総合分析」、「画像・地理情報」及び「通信情報」）のいずれかを記入するものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。